



ご挨拶

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。蒸し暑さも和らぎ秋の気配が感じられる時節となりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、安全祈願祭、第2回目の仮換地指定及び蒲生北部JVから工事状況についてお知らせいたします。

お知らせ

◆安全祈願祭が開催されました

本格的な工事の着手に伴い、8月26日(水)に蒲生北部JV主催による安全祈願祭が開催されました。市長を始めとする関係者約50名が参加し、鍬入れ(くわいれ)などの神事を行い工事の無事を祈願いたしました。



今後も、区域内の事業所やお住まいの方の安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

◆第2回目の仮換地指定を行いました

9月3日(木)に第六回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催し、21件の仮換地案について区画整理における土地の評価の具体例を示しながら説明をし、照応の原則に基づいて妥当性の判断をいただきました。(審議会で挙げられた主な意見は裏面記載のとおりです)

その後、9月16日(水)に第2回目の仮換地指定通知を対象権利者様へ送付しました。公有地を除く仮換地指定件数は、現在のところ193件を予定しており、そのうち、第1回目と合わせて26件の指定を行っております。

今後も工事スケジュールに合わせ、順次仮換地指定を行い、年度内には概ね全ての仮換地指定を行う予定です。

(裏面に続く)

一審議会での主な意見一

- ・ **Q**：地権者の希望に応じた仮換地案になっているのか
A：今回諮問する 21 件は、ご説明させていただきながら調整を行い、概ねご納得いただいているものです
- ・ **Q**：現在使用している建屋に支障のない仮換地案になっているのか
A：建屋には支障はありませんが、道路拡幅等で看板や工作物に支障のあるものもあります

一照応の原則とは一

照応の原則とは、『従前の宅地と換地との位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が互いに対応する(照応する)ように定めなければならない』とした換地の基本原則で、仮換地指定の際にも考慮しなければならないとされています。

◆蒲生北部JVからのお知らせ

先月より下水道新設工事を行っております。下水道のうち汚水幹線については、『掘進機』という機械を使って地中を掘り進みながら新設します。



掘進機 全景



掘進機を地中へ

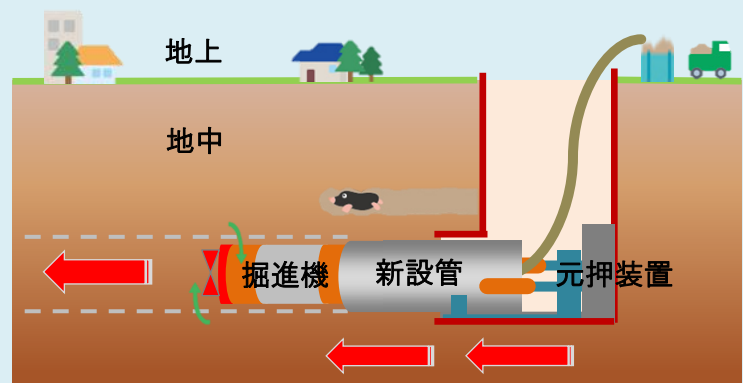


掘進機 設置完了

一工事の流れ一

地中へ設置した掘進機は、先端部のカッターを回転させながら土を掘削します。

掘進機の掘削状況に合わせ、後方から元押装置で新設管を土中に押し込み、汚水幹線を新設します。



◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方へ発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 本庁舎4階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-8350 Email: fko002250@city.sendai.jp

